



# チリ

税務: Rodrigo Stein – [rodrigostein@kpmg.com](mailto:rodrigostein@kpmg.com)  
 法務: Andres Martínez – [avmartinez@kpmg.com](mailto:avmartinez@kpmg.com)  
 雇用: Alberto Cuevas – [albertocuevas@kpmg.com](mailto:albertocuevas@kpmg.com)

2020年3月31日現在

## 一般情報

政府は新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響に対応するため、118億米ドル（GDPの4.7%）相当の財政出動による景気刺激策を発表した。チリで過去最大規模となる刺激策は、医療制度の予算増額、収入が減少した労働者を守るための施策の実施、税制面での措置による中小企業の支援という主に3つの柱で構成されている。チリ中央銀行は政策金利を0.5%に引き下げ、40億米ドル相当の国債買入れプログラムを拡大することを明らかにした。また、中央銀行は金融業界の規制当局（金融市場委員会（CMF））と連携して、規制により設定されている信用要件を緩和し、企業及び消費者への信用の流れを確保する施策を公表している。

税制面での直接的、間接的な施策 (支払猶予、税率引き下げ等)	雇用関連の施策 (国家補償スキーム、研修等)	景気刺激策 (融資、債務返済の猶予等)	その他の施策及び資源
<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年4月1日から10月30日までの間のすべての信用取引、金融取引、借り換えに適用される印紙税率を0%に引き下げ</li> <li>2020年4月から6月までの期間、毎月の源泉所得税の支払い義務を免除。全納税者に適用</li> <li>新型コロナウイルス感染拡大に関連した対策で発生した費用はすべて所得税上控除可能</li> <li>2020年4月から6月までの期間、年間の売上が35万UF（ウニダ・デ・フォメント）（約1,180万米ドル）以下の納税者のVATの支払猶予。猶予された未払VATは2020年7月以降金利0%で6回または12回の均等払いとなる</li> <li>年間売上75,000UF（約250万米ドル）以下の中小企業を対象に2020年7月31日まで年間法人税の支払猶予</li> <li>総額約16万米ドル相当の不動産の個人所有者及び年間売上35万UF以下の企業の固定資産税支払の猶予</li> <li>個人及び年間売上75,000UF以下の企業に対して、所得税の還付金支払を2020年4月に前倒し</li> <li>2020年4月30日の年間所得税申告期限及び2020年9月30日までの毎月のVAT申告期限に遅延した場合の利息及び罰金の全額免除。</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染拡大を受けて当局の指示で雇用関係が一時停止される場合に労働者を保護し、雇用主に義務を課す趣旨の法案が3月31日に議会で承認され、施行に向けて準備が進められている。主な内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最低条件を満たしている従業員は失業保険の申請が可能。これにより雇用停止の最初の月は給与の70%、翌月は55%、翌々月以降は45%が保証される</li> <li>雇用主と従業員は労働関係の一時停止に合意することが可能</li> <li>雇用停止中、雇用主は社会保障及び健康保険の支払（上限あり）が求められる</li> <li>特定の条件下において、雇用主と従業員は労働時間を短縮（給与を比例的に減額）することに合意可能。その場合、従業員が給与の25%を上限に失業保険の給付を受けられる</li> <li>失業手当は1カ月あたり約265米ドル相当を上限とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央銀行が政策金利を0.5%に引き下げ</li> <li>金融市場委員会（CMF）は、個人と企業への信用の流れを緩和する目的で以下を含む施策を発表した。             <ul style="list-style-type: none"> <li>モーゲージ担保融資について3回までの割賦支払いを猶予する規定に対する、規制上の例外適用</li> <li>再交渉の適格性を問わず中小企業の融資返済期限を最長6カ月まで引き延ばす柔軟な対応</li> </ul> </li> <li>中小企業の借入に対しモーゲージ保証制度を活用する可能性あり</li> <li>政府系商業銀行であるバンコエスタド（BancoEstado）に5億米ドルの資本注入</li> <li>政府補助金の受け取り対象となる世帯向けに追加の手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央銀行はCMFと連携し、金融業界のパーゼル川適用について柔軟に対応</li> <li>上場企業による監査済みの年次財務報告のCMFへの提出期限を15日間延長</li> <li>特定の事象（ドメスティックバイオレンス、拘留管理）を除き、聞き取りやその他訴訟手続きの遂行を延期</li> <li>低所得者層に対する公共料金等の基本的なサービス（電力、電話、水道）の支払支援</li> <li>特定の医薬品、医療機器、医療・衛生用品の価格に上限を設定。新型コロナウイルスの検査費用は約30米ドルを上限とする</li> </ul>

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

